

# 役員報酬規定

## (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 日春会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬等について必要な事項定めるものとする。

## (報酬)

第2条 役員~~の報酬~~については、勤務実態に即して支給することとし、役員~~の地位にあること~~のみによっては支給しない。

2 非常勤の理事、監事並びに評議員については、法人業務（監査・役員会等）を行う場合は、日当を支給する。

## (支給額)

第3条 支給額は、次のとおりとする。

(1) 非常勤の役員の日当は、源泉徴収税額を除き、非常勤10,000円とする。

## (支給日)

第4条 非常勤の役員日当は、法人業務（監査・役員会等）を行う日に支給する。

## (旅費等)

第5条 法人後有無における出張の為の旅費については、社会福祉法人 日春会旅費規定を準用する。

## (改定)

第6条 この規定の改正は、評議員会の決議を得て改正する。

## 附 則

この規定は、平成17年12月 1日から施行する。

この改定規定は、平成19年 9月20日から施行する。

この改定規定は、平成24年 3月28日から施行する。

この改定規定は、平成29年 6月14日から施行する。